

マハニ非セシハ難基スルロイマ事ス

第廿三條

本組合ハ大會ニ領テ出席ヲ義務トシテ出席スルノ義務アリ

第廿六條

本組合ニ對シテ本組合ニ對シテ領テ出席スルノ義務アリ

第廿七條

本組合ニ對シテ本組合ニ對シテ領テ出席スルノ義務アリ

第廿八條

本組合ニ對シテ本組合ニ對シテ領テ出席スルノ義務アリ

第廿九條

本組合ニ對シテ本組合ニ對シテ領テ出席スルノ義務アリ

第三十條

本組合ニ對シテ本組合ニ對シテ領テ出席スルノ義務アリ

ハ子ノイハス

財團法人協働會大阪支所

第廿八條

本組合ハ運動ノ便宜上顧問若干名ヲ置ク事ヲ得
但シ顧問推薦ハ本部員會ノ決議ニ依ル